

令和7年度 過誤申立 年間スケジュール

通常過誤			
過誤申立書の提出 締切日	正しい請求を行う 締切日	例月請求分から過誤申立 分が差し引かれて支払わ れる日	過誤申立後の正しい請求 分が支払われる日
事業所→堺市への締切	事業所→国保連	国保連→事業所	国保連→事業所
4月4日 (3月審査分以前まで可)	5月10日 (5月審査)	5月25日頃	6月25日頃
5月2日 (4月審査分以前まで可)	6月10日 (6月審査)	6月25日頃	7月25日頃
6月5日 (5月審査分以前まで可)	7月10日 (7月審査)	7月25日頃	8月25日頃
7月4日 (6月審査分以前まで可)	8月10日 (8月審査)	8月25日頃	9月25日頃
8月4日 (7月審査分以前まで可)	9月10日 (9月審査)	9月25日頃	10月25日頃
9月5日 (8月審査分以前まで可)	10月10日 (10月審査)	10月25日頃	11月25日頃
10月3日 (9月審査分以前まで可)	11月10日 (11月審査)	11月25日頃	12月25日頃
11月5日 (10月審査分以前まで可)	12月10日 (12月審査)	12月25日頃	1月25日頃
12月4日 (11月審査分以前まで可)	1月10日 (1月審査)	1月25日頃	2月25日頃
1月5日 (12月審査分以前まで可)	2月10日 (2月審査)	2月25日頃	3月25日頃
2月5日 (1月審査分以前まで可)	3月10日 (3月審査)	3月25日頃	4月25日頃
3月5日 (2月審査分以前まで可)	4月10日 (4月審査)	4月25日頃	5月25日頃

同月過誤		
過誤申立書の提出 締切日	正しい請求を行う 締切日	例月請求分と過誤申立分 とを差引調整した後の金 額の支払日
事業所→堺市への締切	事業所→国保連	国保連→事業所
4月15日 (3月審査分以前まで可)	5月10日 (5月審査)	6月25日頃
5月15日 (4月審査分以前まで可)	6月10日 (6月審査)	7月25日頃
6月16日 (5月審査分以前まで可)	7月10日 (7月審査)	8月25日頃
7月15日 (6月審査分以前まで可)	8月10日 (8月審査)	9月25日頃
8月15日 (7月審査分以前まで可)	9月10日 (9月審査)	10月25日頃
9月16日 (8月審査分以前まで可)	10月10日 (10月審査)	11月25日頃
10月15日 (9月審査分以前まで可)	11月10日 (11月審査)	12月25日頃
11月14日 (10月審査分以前まで可)	12月10日 (12月審査)	1月25日頃
12月12日 (11月審査分以前まで可)	1月10日 (1月審査)	2月25日頃
1月15日 (12月審査分以前まで可)	2月10日 (2月審査)	3月25日頃
2月16日 (1月審査分以前まで可)	3月10日 (3月審査)	4月25日頃
3月16日 (2月審査分以前まで可)	4月10日 (4月審査)	5月25日頃